

一般事業主行動計画の内容

計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の 3 年間

計画内容

雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- (1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し（平成 31 年 4 月 1 日から）
- (2) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知（平成 31 年 4 月 1 日から）

当法人の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績）

職員ひとりひとりがワーク・ライフ・バランスを保ち、かつ健康で働くことができる職場環境を整備し、職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的として、両立支援の取組を実施しています。